

(仮訳)

アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する
特別経済措置の適用についてのロシア連邦大統領令

アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関によるロシア連邦市民およびロシア連邦法人に対する制限措置を導入する非友好的で国際法に反する行動に関連し、ロシア連邦の国益を守るため、連邦法 2006 年 12 月 30 日付第 281-FZ 号「特別経済措置および強制措置について」、2010 年 12 月 28 日付第 390-FZ 号「安全について」、および 2018 年 6 月 4 日第 127-FZ 号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応（対抗）措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. 居住者（在留外国人、residents）－対外経済活動参加者は、非居住者（non-residents）との間に締結され、非居住者への商品の引き渡し、非居住者へのサービスの提供、非居住者のための役務の実施、知的活動成果に対する排他的権利を含む同成果の非居住者への引き渡しを定めた対外貿易契約に基づいて、然るべき権限を有する銀行の彼らの口座に 2022 年 1 月 1 日以降に振り込まれた外貨金額の 80%に相当する外貨を、本令発行日より 3 労働日以内に、義務的売却に付すこと。

2. 2022 年 2 月 28 日より、居住者－対外経済活動参加者は、非居住者との間に締結され、非居住者への商品の引き渡し、非居住者へのサービスの提供、非居住者のための役務の実施、非居住者への知的活動成果に対する排他的権利を含む同成果の引き渡しを定めた対外貿易契約に基づいて、然るべき権限を有する銀行の彼らの口座に振り込まれた外貨金額の 80%に相当する外貨を、そうした外貨が振り込まれた日より 3 労働日以内に、義務的売却に付すこと。

3. 2022 年 3 月 1 日より、以下を禁止する：

- a) 借款契約に基づく居住者による非居住者への外貨の提供に関わる外貨取引を行うこと；
- b) 居住者によるロシア連邦領外にある銀行またはその他の証券市場機関の自らの口座への外貨払い込み（預金）、および外国の支払いサービス提供者によって提供される電子的支払い手段を利用した銀行口座を開設することなく行われる金銭の振り込みの実施。

4. 本令第 1、2 項に基づく外貨の売却実施方法は、ロシア連邦中央銀行が定めるものとする。

5. 本令第 1、2 項に定める外貨の義務的売却要求は、対外貿易契約の当事者である居住者に対して、当該契約が 2017 年 8 月 16 日付ロシア連邦中央銀行指示書第 181-I 号「外貨取引実施の際の、居住者および非居住者による然るべき権限を有する銀行への確認書類および情報の提出手順について、外貨取引の記録および報告の統一書式、それらの提出手順と期限について」の規定にしたがって然るべき権限のある銀行に登録されているか否かにかかわらず、適用されるものと定める。

6. 以下の条件がそろっている場合に、2022 年 12 月 31 日（同日を含む）まで、上場株式会社に自らが上場した株式を購入する（株式の総数を減少させるための上場株式の購入を除く）ことを認める：

- a) 購入される株式が、正規の取引に付されていること；
- b) 2022 年 2 月 1 日以降の任意の 3 カ月間における購入される株式の加重平均価格が、2021 年 1 月 1 日からの 3 カ月間の当該株式の加重平均価格にくらべ、20%以上低くなっていること；
- c) 2022 年 2 月 1 日以降の任意の 3 カ月について貿易機関により算出された証券市場主要インデックスの値が、2021 年 1 月 1 日からの 3 カ月間について貿易機関により算出された同インデッ

クスの値にくらべ、20%以上低くなっていること；

d) 範囲を限らない取引参加者に対する申請に基づいた正規の取引で株式が購入されること；

e) 株式の購入が上場株式会社の依頼によりブローカーによって行われること；

f) 上場株式会社取締役会（監査役会）によって、購入される株式のカテゴリー（タイプ）、各カテゴリー（タイプ）ごとの購入される株式数、2022年12月31日までに満了しなければならない株式購入の実施期限を定めた、本令にしたがった上場株式購入の決定が採択されていること。上場株式会社による自社株式の購入に関する情報は、そのことが株式購入決定に定められている場合、またはそうした決定によって定める期限で公開される場合、重要事実報告書(corporate action notice)の形で公開しなくてもよい。

7. 本令にしたがって自らが発行した株式の購入を行う上場株式会社は、ロシア連邦中央銀行に株式購入実行通知書を送付し、それに本令第6項に定める条件の遵守を確認する書類を添付するものとする。この通知書およびその添付書類は、電子形式で、ロシア連邦中央銀行が2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」の第76⁹条第3段落にしたがって上場株式会社にアクセスすることを許可した個人アカウントを通じて送付されるものとする。

8. 1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第72条第4、5、7および8項の規定は、本令第6、7項の規定を考慮したうえで、自身が上場した株式の購入を行う上場株式会社に対して適用される。

9. 顧客—自然人がある金融機関に開設した自らの銀行口座（預金）から他の金融機関に金銭を振り込む際、そうした振込と同時に、その金銭の振込を行う金融機関が、口座（預金）を開設する金融機関に対し、当該顧客—自然人の身分証明時に確認した情報を伝達するのであれば、金融機関に対し、顧客—自然人またはその代理人が不在であっても、顧客—自然人の口座（預金）を開設する口座（預金）を開設する権利を与える。金融機関は、金銭の振込を、顧客—自然人から上記情報の金融機関への伝達と顧客—自然人との口座（預金）契約締結のためのその利用に対する書面による同意を得たのちに実行する。上記情報の伝達方法および書式は、金融機関同士が自ら決定する。

10. 本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年2月28日

第79号